

Ⅱ 高校進学等支援プログラム

令和5年10月版

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部生活援護課

Ⅱ 高校進学等支援プログラム

1 目的

生活保護世帯等の中学生とその保護者に対して、子どもや保護者が主体的に進路を考え選択できるよう支援するとともに、子ども及びその世帯の課題を整理し、高校進学等支援を通して、子どもの社会的自立を支援する。

2 対象世帯

支援対象者のうち、中学生の子どものいる世帯

3 実施主体

福祉事務所

4 主な関係機関

中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、教育委員会、民生・児童委員協議会等

5 実施方法

中学1年生の時期から、世帯の状況に応じて、高校進学への動機付け、高校等に関する的確な情報提供、各種貸付制度や生活保護制度上の取扱い等について説明を行うことを通して、子どもや保護者が高校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援する。

また、ケースワーカーと子ども支援員等が協働し、当該世帯の状況に応じた役割分担をしながら、継続的に支援する。

6 実施内容

- (1) 家庭訪問等により、子どもと保護者の状態を把握し、高校進学等の課題について「アセスメントシート」（ツール1）を作成する。「アセスメントシート」の作成は、プログラム参加への同意が得られたかどうかにかかわらず、通常のケースワーク業務の範囲として行う。プログラム参加の同意が得られたものについては、当該家庭から了解が得られた範囲の関係機関や子ども、保護者自身から話を聞きとることなどによりアセスメントの情報を補う。
- (2) 必要に応じてケース検討会議を実施し、具体的な支援方法や内容、役割分担を決め、支援する。
- (3) 主な支援内容は、以下のとおり。
 - ア 生活状況や就学状況を確認し、高校等に関する情報の提供。
 - イ 各種学費支援制度、生活保護制度等を説明し、子どもが家庭の状況を理解するよう支援。
 - ウ 子どもと保護者の意向を確認し、明確な進路設定を支援。

- エ 進路の最終決定と選定を支援。
- オ 制度を説明し、安心して受験・就職に向かえるよう支援。
- カ 各種学費支援にかかる手続き、生活保護による扶助等の手続きに漏れがないよう支援。

7 具体的な支援における留意点

（1）生活状況や就学状況の把握、情報収集について

ア 子どもや保護者に「プログラム参加のお誘い」（ツール5）、子どもに「中学生のみなさんへ」（ツール6）を配付し、中学卒業後の進路について共に考えていきたい旨を伝える。

イ 支援にあたっては、子ども及び保護者とあらかじめよく話し合い、ともに歩む姿勢が重要である。特に学校等関係機関との調整や情報交換などに関与する場合は、子ども及び保護者の同意を得て行うことが前提となる。

さらに、学力や出席状況等の個人情報に直接関係機関から得る場合は、保護者から同意書を得るなど、個人情報の取扱いに十分配慮することが必要となる。

⇒可能であれば子どもや保護者から成績表を見せてもらうなどして、成績や出欠状況を把握することが望ましい。

⇒同意が得られた場合には、担任から学力や登校状況等情報収集することも可能である。この場合は、電話よりも、担任と直接面談することが望ましい。

ウ 同意については、保護開始から概ね3か月以内に、通常のケースワークの中でプログラムへ導入し、ケースワーカーまたは、子ども支援員が、面談時に原則として書面で同意を得て、記録に留める（ツール5、Ⅰ子どもの育ちプログラム ツール2）。書面での同意が得られない等の事情がある場合は、その旨記録に留め、ケースワーク又は子ども支援員の支援の中で、可能な限り口頭で同意を得て、記録に留める。

エ 生活状況や就学状況を把握する際、「情報収集項目と方法」（ツール3）を参考に必要な情報を収集する。

（2）意向確認について

ア 中学1年生から、子どもや保護者に進路の意向を確認し、進学への動機付けを行う。

イ 「親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント」（ツール4）の項目を参考に面接時に聴取し、意向・意欲等の確認をする。

（3）アセスメントについて

ア 「アセスメントシート」（ツール1）については、意向、課題、支援のポイント等を整理するシートとして使い、全て書き込む必要はない。

「アセスメントシート」は、それぞれ面接を行ったケースワーカー又は子ども支援員が作成する。

イ 必要に応じてケース検討会議を実施し、具体的な支援方針（支援方法・内容・役割分担等）を定める。

ウ より支援が必要と思われる世帯に対しては、以下の例を参考とする。

(例)

- ・子どもと保護者の意向が一致していない世帯、学校で振り分けられた進路に子どもと保護者の意向がマッチングしていない世帯
⇒面接頻度を高めるなどにより、進路調整を図る。
- ・学校との情報交換を嫌がっている又は拒否している世帯
⇒嫌がる気持ちを傾聴し、その理由が解決可能なものについては調整するが、子どもや保護者との信頼関係を保つために無理はせず、調整の機会を伺う。
- ・福祉事務所の介入を嫌がっている又は拒否している世帯
⇒査察指導員を含めた役割分担により複数体制で粘り強く関わる。進学支援以外の切り口で関わりの糸口を探る。

(4) 意欲喚起・動機付けが必要な子どもや保護者に対して

ア 「親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント」（ツール4）を参考に、継続的かつきめ細かな家庭訪問や所内面接を繰り返し、意欲の形成を図る。

イ 高校に関する情報を提供し、選択の幅が広がるよう支援する。

ウ 高校で学ぶ意義を伝え、将来につながることを意識できるよう支援する。

(5) 制度説明等について

ア 子どもや保護者に貸付制度や生活保護制度を説明し、子どもが家庭の状況を理解するよう支援する。その際は、生活保護を受けていることを保護者から子どもに伝えられるよう保護者を支援する。また、子どもが生活保護を受けていることをスティグマと受け止めることのないよう十分配慮する。

イ 各種制度等の説明には、（ツール7、8、9）や参考資料として提示した冊子等を用いて、わかりやすい言葉で丁寧に説明する。

(6) 各年次における支援のポイント

- | | | |
|----|---|---|
| 中1 | { | <ul style="list-style-type: none"> ・生活状況・就学状況を確認する。 ・高校に関する情報提供を行う。 ・子どもや保護者に進路の意向を確認し、進学を意識付ける。 |
| 中2 | { | <ul style="list-style-type: none"> ・選んだ方向（将来方向）に進むには今何が必要なのか考えさせる。 ・具体的な進路を設定する。 ・高校受験には中2の成績・内申書が重要であることを意識付ける。 |
| 中3 | { | <ul style="list-style-type: none"> ・明確な進路を設定する。（進路の最終決定と受験校の選定） ・受験制度を説明し、安心して受験に向かえるようにする。 ・保護者には、受験、入学、各種学費支援、生活保護による扶助等の手続きに漏れがないよう助言、確認する。 |

- 卒業後から
高校入学ま
での間
- ・子どもと面接し入学までの準備を確認する。
(通学のしかた、定期券購入のしかた等)
 - ・高校入学後やりたいことや、アルバイトの希望等について確認する。
- (Ⅲ高校生支援プログラム ツール9～11の活用)

(7) 支援スケジュール

「支援スケジュールと支援内容・チェックリスト」(ツール2)に沿って支援する。

(8) その他

ア 必要に応じて、査察指導員が年度末に次年度の「中学生のいる世帯」を「支援対象者リスト」として福祉事務所のケースワーカー等に配付し、所内の意識付けを図る。

イ 不登校、非行等の課題を有する世帯については、援助方針に基づき支援する。

ウ 就職希望者については、学校や就労支援員等と協力の上、就労支援をする。

エ 子どもとの家庭内面接については、部活動のない時、学校行事の代休、長期休業中等を利用する。

オ 家庭以外での子どもとの面接については、学校や公民館、役場等を利用するなど工夫する。

カ 子どもに直接会うことが難しい場合でも、高校進学後も継続的な支援をしていく必要があるため、会う機会を窺う。

キ 学習に課題がある子どもに対しては、学習支援、塾や学習教材の紹介、学習方法の助言、学習する場所を紹介するなど、学習環境を整える支援をする。

ク 必要に応じて、学校で開催されるサマースクールや土曜補講等への参加を促す。

ケ 関係機関との連携については、以下の例を参考に地域性に応じ、工夫して連携を図る。

コ 生活保護世帯以外の子どもとその保護者に対して支援を行う際も本プログラムを参考とする。

(例)

- ・毎年、教育委員会等から関係資料を入手する。
- ・課長等が校長会などに出席し、生活保護制度関係の情報提供、プログラムの紹介、子ども支援員の紹介等を行い、担任等とスムーズな連携が図れるようにする。
- ・ケースワーカーは、子ども支援員と民生・児童委員などが集まる会議に出席し、生活保護制度関係の情報提供、子ども支援員の紹介等を行い、民生・児童委員等とスムーズな連携が図れるようにする。

INDEX

ツール 1	アセスメントシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
ツール 2	支援スケジュールと支援内容・チェックリスト・・・・・・・・	7
ツール 3	情報収集項目と方法、情報収集の検索キーワード・解説など	14
ツール 4	親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント・・・・・・・・	17
ツール 5	高校進学等支援プログラム参加のお誘い・・・・・・・・	19
ツール 6	中学生のみなさんへ・・・・・・・・・・・・・・・・	23
ツール 7	高等学校等就学費について（保護者・子ども向け）	25
ツール 8	高校進学に関するQ&A・・・・・・・・	27
ツール 9	私立高校に入学する場合に利用できる主な貸付について （保護者向け）	31
ツール 10	私立高校に入学する場合の学費の対応について	33
ツール 11	就学援助制度一覧	36
資料 1	私立高等学校等の学費支援制度のご案内	40
資料 2	神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ （新入生対象一部前倒し給付および通常給付）	46
資料 3	神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ （家計急変世帯対象給付）	48
参 考	次の冊子等は進路支援必携として、毎年必ず内容確認のこと 【県ホームページ】 ○ 神奈川県 教育委員会 「神奈川県公立高等学校入学者選抜について」	

アセスメントシート

対象児	男・女	世帯主
通学先	中学校 年 組	担任

面接日	年 月 日	年 月 日
	子ども	保護者
進路の意向・意欲 (特に高校進学に対する意識を確認する)	<input type="checkbox"/> 進学したい <input type="checkbox"/> 県立高校(全日制・定時制) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(国・公・私立) <input type="checkbox"/> 私立高校(高校・高等専修・サポート校) <input type="checkbox"/> 通信制高校 <input type="checkbox"/> 専修・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 希望校() 未定 <input type="checkbox"/> 進学しない <input type="checkbox"/> 進学したくない <input type="checkbox"/> 進学出来ない <input type="checkbox"/> 決めていない <input type="checkbox"/> 就職したい 上記理由	<input type="checkbox"/> 進学させたい <input type="checkbox"/> 県立高校(全日制・定時制) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(国・公・私立) <input type="checkbox"/> 私立高校(高校・高等専修・サポート校) <input type="checkbox"/> 通信制高校 <input type="checkbox"/> 専修・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 希望校() 未定 <input type="checkbox"/> 進学しない <input type="checkbox"/> 進学させたくない <input type="checkbox"/> 進学出来ない <input type="checkbox"/> 決めていない <input type="checkbox"/> 就職させたい 上記理由
通学状況(出席・遅刻・早退・保健室登校等)	<input type="checkbox"/> 毎日出席 <input type="checkbox"/> 平均月3日以上欠席 <input type="checkbox"/> 平均月半分以上欠席 (遅刻・早退・保健室登校等) (自由記載欄)	<input type="checkbox"/> 毎日出席 <input type="checkbox"/> 遅刻(多い・少ない・なし) <input type="checkbox"/> 早退(多い・少ない・なし) <input type="checkbox"/> 欠席(多い・少ない・なし) (自由記載欄)
学力・成績 (家庭学習の状況)	成績 提出物 家庭学習 その他	成績 提出物 家庭学習 その他
学校との情報交換	了解・拒否(理由:)	了解・拒否(理由:)

学校から情報収集	担任() 電話・面談
情報収集日	年 月 日
就学状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり
学力・成績・意向・意欲等	
学校から見た保護者について	
学校の考える進路	
その他	

他機関からの情報収集(情報提供者:) (年 月 日)
他関係機関からの情報 []
課題・支援のポイント・役割分担 (年 月 日)

次回アセスメントは _____ 頃 作成者: _____ 年 月 日作成

支援スケジュールと支援内容・チェックリスト

■ 中学1年生用

	学校の進路関係行事予定	支援内容
4月 }	入学式 家庭訪問 部活動説明会	<input type="checkbox"/> 家庭訪問による生活状況、就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 「プログラム参加のお誘い」(ツール5)を保護者に説明 <input type="checkbox"/> 「中学生のみなさんへ」(ツール6)を子どもに渡す <input type="checkbox"/> 学校との情報交換について同意確認 <input type="checkbox"/> 課外のクラブ活動(学習支援費)の費用についての説明
5月	(体育祭) 定期テスト	
6月	校外学習	
7月 }	定期テスト 面談 夏休み	<input type="checkbox"/> 子や保護者が高校等の入学者選抜制度の概要を理解しているか確認 <input type="checkbox"/> 保護者に生活保護制度(高等学校等就学費)、貸付制度の説明
8月		<input type="checkbox"/> 家庭訪問による夏休みの生活状況、学習状況の確認 <input type="checkbox"/> 7月の面談結果の確認 <input type="checkbox"/> 子や保護者に進路の意向確認と進学への動機付け
9月	定期テスト	
10月	(文化祭)	
11月	定期テスト	
12月 }	面談 冬休み	<input type="checkbox"/> 家庭訪問による生活状況、就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 12月の面談結果の確認
1月		
2月	定期テスト	
3月	修了式 春休み	

行事予定については学校により違うので要確認。

支援スケジュールと支援内容・チェックリスト

■ 中学2年生用

	学校の進路関係行事予定	支援内容
4月 }	家庭訪問	<input type="checkbox"/> 家庭訪問による生活状況及び就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 「中学生のみなさんへ」(ツール6)を子どもに説明 <input type="checkbox"/> 学校との情報交換について同意確認 <input type="checkbox"/> 課外のクラブ活動(学習支援費)の費用についての説明
5月	定期テスト (体育祭)	<input type="checkbox"/> 高校等進学に関する情報提供(ツール7, 8, 9、参考資料) ・ 公立高校等(全日制・定時制・通信制・単位制)の種類 ・ 私立学校に通学する場合 ・ 高等学校等就学費の支給 <input type="checkbox"/> 学習状況の確認 <input type="checkbox"/> 高校等の入学者選抜制度の概要を説明
6月	校外学習	
7月 }	面談 定期テスト 夏休み	
8月		<input type="checkbox"/> 家庭訪問による夏休みの生活状況及び学習状況確認 <input type="checkbox"/> 7月の面談結果の確認 <input type="checkbox"/> 進路の意向確認と進学への動機付け
9月	定期テスト	
10月	(文化祭)	
11月	定期テスト	
12月 }	面談 冬休み	
1月		<input type="checkbox"/> 家庭訪問による生活状況及び就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 12月の面談結果の確認 <input type="checkbox"/> 進路の意向確認と進学への動機付け
2月	定期テスト	
3月	修了式 春休み	

行事予定については学校により違うので要確認。

支援スケジュールと支援内容・チェックリスト

■ 中学3年生用

	学校の進路関係行事予定	支援内容
4月 }	家庭訪問 校内進路説明会（4月又は5月）	<input type="checkbox"/> 家庭訪問による生活状況及び就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 希望校・説明会日程の把握 <input type="checkbox"/> 高等学校等就学費、貸付の説明 <input type="checkbox"/> 学校との情報交換について同意確認 <input type="checkbox"/> 課外のクラブ活動（学習支援費）の費用についての説明
5月	体育祭 定期テスト	<input type="checkbox"/> 進路の意向確認と進路について支援
6月	修学旅行 県立特別支援学校高等部入学者選抜制度について	
7月 }	定期テスト 面談 夏休み	<input type="checkbox"/> 三者面談結果の確認 <input type="checkbox"/> 夏休み中の学校見学・説明会参加の意向確認 <input type="checkbox"/> 「募集案内」の確認（県教委7月最新版発行）
8月	学校説明会・体験会（高校主催）	<input type="checkbox"/> 文化祭見学等による希望校見学、説明会等参加の意向確認
9月	定期テスト 県立特別支援学校高等部志願相談	<input type="checkbox"/> 受検校の確認 <input type="checkbox"/> 県立特別支援学校高等部志願相談用資料提出
10月	（文化祭）	<input type="checkbox"/> 就学状況・学習状況の確認
11月	受検料・入学料減免申請受付開始 定期テスト 県立特別支援学校高等部一次募集（前）	<input type="checkbox"/> 志望校・検査日の確認 <input type="checkbox"/> 受検料等減免申請手続き確認 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度の説明 ⇒ 利用希望〔有 無〕 <input type="checkbox"/> 特別支援学校高等部一次募集（前）願書提出 <input type="checkbox"/> 県予約奨学金制度周知
12月 }	面談 県立特別支援学校高等部一次募集（前）入学者選抜 県立特別支援学校高等部一次募集（前）合格発表 県立特別支援学校高等部一次募集（後）・二次募集志願相談 冬休み	<input type="checkbox"/> 三者面談結果の確認 <input type="checkbox"/> 受検手続きのもらえないか確認 ⇒ 受給証明発行 <input type="checkbox"/> 県立特別支援学校高等部一次募集（前）受検・可否確認
1月	志願資格承認期間・交付 共通選抜募集期間 県立特別支援学校高等部一次募集（後）期間 県立特別支援学校高等部一次募集（後）入学者選抜 県立特別支援学校高等部一次募集（後）合格発表	<input type="checkbox"/> <u>願書提出の確認</u> <input type="checkbox"/> 特別支援学校高等部一次募集（後）願書提出 <input type="checkbox"/> 県立特別支援学校高等部一次募集（後）受検・可否確認

2月	共通選抜志願変更期間 共通選抜 共通検査 (中旬) 定期テスト 共通選抜合格発表	<input type="checkbox"/> 受検 <input type="checkbox"/> <u>高等学校等就学費の説明</u> <input type="checkbox"/> <u>入学準備金の説明</u> <input type="checkbox"/> 合否確認
3月	共通選抜二次募集 募集期間 (欠員校) 県立特別支援学校高等部二次 募集期間 県立特別支援学校高等部二次 募集入学者選抜 県立特別支援学校二次募集合 格発表 定通分割選抜募集 募集期間 共通選抜二次募集検査 定通分割選抜共通検査 卒業式 共通選抜二次募集合格発表 定通分割選抜合格発表	<input type="checkbox"/> 入学手続き ⇒ 高等学校等就学支援金申請 含め各種書類提出の確認 ⇒ 受給証明発行 [完了 未完了] <input type="checkbox"/> 定時制入学手続き ⇒ [完了 未完了] <input type="checkbox"/> 特別支援学校二次募集 願書提出 <input type="checkbox"/> 県立特別支援学校二次募集 受検・合否確認 <input type="checkbox"/> 入学準備金支給 <input type="checkbox"/> 高等学校等就学費支給 <input type="checkbox"/> 教材代、通学のための交通費支給 <input type="checkbox"/> アルバイト収入の取扱い説明

行事予定については学校により違うので要確認。

◆◆◆支援内容ごとのツール、チェックポイント (1、2年生共通) ◆◆◆

□家庭訪問による生活状況及び就学状況の確認

- 【ツール】 ツール 1 「アセスメントシート」
- ツール 3 「情報収集項目と方法」
- ツール 4 「親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント」
- ツール 5 「高校進学等支援プログラム参加のお誘い」
- ツール 6 「中学生のみなさんへ」

□学習状況、親と子の進学意向確認

- 【ツール】 ツール 4 「親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント」

□高校選抜制度の説明 (神奈川県は中 2、中 3 評価・評定を活用する)

- 【冊子】 「募集案内」 参照

□特別支援学校入学者選抜制度の説明

- 【県特別支援教育課ホームページ】
「県立特別支援学校高等部 (知的障害教育部門) の入学者選抜制度について」 参照
- 【県特別支援教育課ホームページ】
「輝けきみの明日」 参照

□高校進学にかかる費用、貸付制度の説明

- 【ツール】 ツール 7 「高等学校等就学費について」
- ツール 8 「高校進学に関する Q & A」
- ツール 9 「私立高校に進学する場合に利用できるおもな貸付について」
- ツール 10 「私立高校に入学する場合の学費の対応について」
- ツール 11 「就学援助制度一覧」
- 【冊子】 「募集案内」 参照

◆◆◆支援内容ごとのツール、チェックポイント (3年生) ◆◆◆

□高校進学にかかる費用、貸付制度の説明

- 【ツール】 ツール 7 「高等学校等就学費について」
ツール 8 「高校進学に関する Q & A」
ツール 9 「私立高校に進学する場合に利用できるおもな貸付について」
ツール 10 「私立高校に入学する場合の学費の対応について」
ツール 11 「就学援助制度一覧」
【冊子】 「募集案内」 参照

□学校説明会 (早めの日程把握が必要)

希望校のホームページを確認するか、各学校進路指導担当に問い合わせる。

□特別支援学校 学校説明会 (特別支援教育課ホームページに日程掲載 参照)

□特別支援学校入学者選抜制度の説明

- 【県特別支援教育課ホームページ】
「県立特別支援学校高等部 (知的障害教育部門) の入学者選抜制度について」 参照
【県特別支援教育課ホームページ】
「輝けきみの明日」 参照

□県立特別支援学校の学校見学、進路相談、志願相談用資料を確認し、県立特別支援学校への志願について進路相談を重ねる。日程等の確認をする。

□成績、面談結果によって夏休みの学習フォロー対策を立てる。

□進学への動機付けは、学校説明会・見学会・文化祭など、実際に希望校を訪問することによって意識づけをする。

□三者面談で、子ども、保護者、学校間で希望校等の意見が分かれた場合、子どもの意思が尊重され、子どもの視点にたち十分協議されているか確認する。

□受験手続きに“もれ”はないか、学校、保護者と十分連携しながら最終確認する。

(県立高校の場合) 入学検定料 (同時に入学料も可) の減免申請をしたか確認する。

□入学手続き・入学準備に関して

(県立高校の場合)

- ・合格発表の時に、入学手続きの書類一式が渡される。
- ・書類の手続きは、合格発表から数日のため、減免申請の許可証にあたる「審査結果確認証」の書類の所在をつかんでおく。
- ・この「審査結果確認証」は A 4 サイズを 4 分割で 3 通作られており、入学検定料用、入学料還付請求用 (該当者のみ) に使用できるようになっている。(家庭で持っているのか、学校で預かっているのか確認)

◆◆◆個別のケースごとの資料（1～3年生）◆◆◆

次の項目について、関係部局のホームページや冊子等を参照してください。

- 外国籍……………【冊子】「募集案内」
教育委員会 HP「公立高校入学のためのガイドブック」外国語版
- 就職希望……………【冊子】「募集案内」
- 専修学校・各種学校……【冊子】「募集案内」

情報収集項目と方法

欲しい情報項目に 横欄の○から情報を得られる。逆に、方法から得たい情報が見られるところもある

情報収集の方法	家 庭			学 校							その他						
	・家庭訪問	・本人との面談	・親との面談	・三者面談同席	・担任との情報交換	・教育相談コーディネーター	・学校公開週間・授業参観	・養護教諭	・進路指導担当教諭	・生徒指導担当教諭	・部活顧問教諭	・教育委員会（HP・冊子・パンフ・リーフ）	・インターネット	・医療機関	・市町村子育て担当課	・民生・主任児童委員	・児童相談所
情報収集したい項目																	
学 習	<input type="checkbox"/> 評定(成績)	○	○	○	○	○											
	<input type="checkbox"/> 授業態度	○	○	○	○	○	○			○							
	<input type="checkbox"/> 提出物	○	○	○	○	○	○										
	<input type="checkbox"/> 家庭学習の習慣	○	○	○	○	○									○		○
	<input type="checkbox"/> 家庭学習環境	○	○	○	○	○									○		○
	<input type="checkbox"/> 他(委員会,部活,生徒会)	○	○	○	○	○					○	○					
	<input type="checkbox"/>																
進 路	<input type="checkbox"/> 進学・意向	○	○	○	○	○				○					○		○
	<input type="checkbox"/> 就労・職業観	○	○	○	○	○				○							
	<input type="checkbox"/> 入試日程表				○	○	○	○		○		○	○				
	<input type="checkbox"/> 学校説明会情報				○		○			○		○	○				
	<input type="checkbox"/> 興味・趣味	○	○	○	○					○	○	○				○	
	<input type="checkbox"/> 高等・専修学校情報					○	○			○		○	○				
	<input type="checkbox"/>																
健 康	<input type="checkbox"/> 健康(心身)	○	○	○	○	○			○		○			○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 食事(家庭、給食)	○	○	○		○	○	○						○		○	
	<input type="checkbox"/> 生活リズム	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 他(登校状態など)	○	○	○	○	○		○	○		○	○					
	<input type="checkbox"/>																
	<input type="checkbox"/>																
心 理・ 社 会	<input type="checkbox"/> 情緒	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 友人関係	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○
	<input type="checkbox"/> 集団適応	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 先生との関係	○	○	○	○	○	○	○			○						
	<input type="checkbox"/> 地域との繋がり	○	○	○						○					○	○	○
	<input type="checkbox"/> 気質	○	○	○	○	○	○		○			○			○	○	○
	<input type="checkbox"/>																
他	<input type="checkbox"/> 学校行事予定表	○	○	○	○	○	○			○							
	<input type="checkbox"/>																

情報収集の検索キーワード・解説など

1. インターネットからの情報

(1) 厚生労働省HP

厚生労働省HP ⇒ テーマ別を探す ⇒ 生活保護・福祉一般 ⇒ 生活保護制度
⇒ 子どもの進路支援について

生活保護世帯の中学生や高校生が進路選択するにあたり、必要となる情報や受けることができる支援策等について分かりやすくまとめた進路支援冊子です。

(2) 神奈川県教育委員会HP

神奈川県HP ⇒ 教育委員会

公立の学校の入学者選抜に関するほとんどの情報が集約されています。神奈川県公立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜については、7月頃から順次新しい情報が更新されます。

【高等学校】

- ・入試日程の確認

神奈川県HP ⇒ 分類から探す ⇒ 教育・文化・スポーツ ⇒ 入試・進学 ⇒ 公立高校入学者選抜 ⇒ 神奈川県公立高等学校入学者選抜について

- ・進学先学校の情報

各学校のHPにアクセスできます。学校説明会の情報や、入試の選考基準などの詳細もここで得られます。

【特別支援学校】

- ・入試日程の確認

神奈川県HP ⇒ 分類から探す ⇒ 教育・文化・スポーツ ⇒ 教育 ⇒ 特別支援教育 ⇒ 県立特別支援学校入学者選抜について

- ・進学先学校の情報

各学校のHPにアクセスできます。学校の様子や学校説明会の情報などもここで得られます。

【高等学校・専修学校・各種学校一覧】

- ・神奈川県高等学校一覧

神奈川県HP ⇒ 分類から探す ⇒ 教育・文化・スポーツ ⇒ 教育 ⇒ 高校教育 ⇒ はいすくーる・わんだ〜らんど

- ・神奈川県内の特別支援学校一覧

神奈川県HP ⇒ 分類から探す ⇒ 教育・文化・スポーツ ⇒ 教育 ⇒ 教育制度・教育統計 ⇒ 神奈川県公立学校名簿

- ・一般社団法人神奈川県各種学校専修学校協会公式 Web サイト

2. 学校からの情報

(1) 担任以外に、養護教育、進路指導、生徒指導、部活動の担当教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、相談員等から、普段の子どもの様子についての情報を得られることもあります。特にSSWとの連携を図ることは有効です。

(2) 教育相談コーディネーター

公立小学校や中学校では、各学校において教育相談コーディネーターを指名しています。教育相談コーディネーターは、支援の必要な児童生徒について、関係者でケース会議を開いて具体的な検討をするなど、校内支援体制整備の推進役となる人です。

(3) 学校行事予定表

年度初め（4月）には、年度の主な計画が学校で決められています（定期テスト、三者面談、授業参観、代休日、遠足、体育祭などの行事）

中学生本人との面談は、日程確保が難しいので、三者面談期間、行事の代休日などを知っておくと、確保しやすいです。

3. その他からの情報

児童相談所、地域の民生委員、主任児童委員、市町村の子ども担当課など、子どもの関わっている状況に応じて情報収集できます。医療機関は、地域連携室や医療ソーシャルワーカーと連携しておくといでしょう。

親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント

- 1 親子に面接をする。
- 2 学校の担任、進路指導担当と面談する。保護者、本人の同意を得ておく。
- 支援やアセスメントの際に子ども自身や保護者の意向、意欲、認識を確認することは大切だが、意向、意欲、認識は抽象的になりやすいので、確認のポイントを作成した。
- ポイントはあくまでも面接の際の参考とする。思春期の子どもと話す際に会話のきっかけ、面接等で話題にするといいポイントをまとめた。
- 進め方として、生活保護開始時に進路支援の対象になる子どもには、早い時期に面接の機会を持つ。
- 2年次で、進路選択のことが学校でも取り上げられるようになったらポイント項目を選択して再度面接を行う。
- 3年次に、自分の学習の力や進学先の情報が現実的になってきた段階で再度ポイント項目を選択して面接を行う。

子どもから聴き取り	自分自身に気づいていることを聞く
	良いところ 好きなところ 趣味・特技 興味あること 得意な科目 楽しかったこと 頑張っていること 自己アピール 大切にしようと思っていること 今困っていることは何か
	これからの自分について
	興味のあること、知りたいことは何か 将来やってみたいことは何か 高校に行きたいか 面白そうだと思う職業は何か 5年後、10年後は何をしているか
	勉強に対する考え
	勉強しなさいと言われるか 勉強は好きか 楽しいか 自宅学習は何時間ぐらいするか 何のために勉強しているか 分からないことがあった時どうしているか
	生活のリズム
	何時ごろ寝て何時頃起きるか
	家族・親に対する考え
	親が自分のことに興味を持っているか 親はどういう人か 困ったときに親以外に相談できる人はいるか 家事など手伝いはしているか
	家計の状況を知っているか
	小遣いは 生活保護を受けていることを知っているか 制度の理解度は 一か月どれくらい生活費がかかると思うか
学校生活・友人関係	
部活動は何をしているか 生徒会では委員会に入っているか 友人はいるか 友人と一緒に楽しかったことは何か 友達関係でいやな経験はあるか 仲の良い友人はどんな子か	
担任に対する関心、希望	
担任とはうまくいってるか 自分のことをどう思っていると思うか いやな経験はあるか 先生の話でよかったことはあるか	

親 から 聴 き 取 り	基本的な生活習慣
	起こされなくても起きられるか 睡眠時間はどれくらいか 朝ご飯は食べているか 夕食は家族と一緒にか 整理整頓はできているか 忘れ物はないか テレビは1日どれくらい見るか 家の手伝いは何をしてるか
	子どもの性格や交友関係など
	良いところ 趣味 特技 得意な科目 頑張っていること 気になるところ 子どもの友人を知っているか 子ども会や地域の行事に参加するか
	学習の状況
	言われなくても勉強するか 宿題はやっていくか 提出物を出しているか 学校のことを話題にするか 成績はどのくらいか 子どもの独自の勉強・生活空間はあるか
	将来の希望
	子どもの将来に対する希望 保護者の希望
	経済的なやりくり
	小遣いは与えているか 生活保護について話題にしたことがあるか 子どもが保護者をどう思っているか 子どもにどう思われているか 自分をどう思っていると思うか
担 任 (学 校) か ら 聴 き 取 り	基本的な生活習慣
	遅刻、欠席の状況 整理整頓はできているか 忘れ物はないか 健康状態は安定しているか 給食時間の様子
	子どもの性格など
	良いところ 特技 頑張っていること 気になるところ 交友関係 集団の中での態度
	学習の状況
	宿題はやってくるか 提出物を出しているか 成績はどれくらいか 得意な科目 苦手な科目 部活動は何をやっているか 授業中はどんな様子か
	将来の希望
	子どもの将来に対する希望 保護者の希望
	保護者の態度、学校への協力など
	親子関係で気になるところはないか 面談への参加、連絡等はスムーズか 行事への参加はどうか



「高校進学等支援プログラム参加のお誘い」

ちゅうがくにゅうがく
中学入学おめでとうございます

あた かんきよう とまどうことも多いことと思ひますが、おこさんは元気に学校に行っ
ていますか？

ちゅうがくせい ちゅうがくしんがくとう はなし ふしぎ おも かつ おも
中学生になったばかりで高校進学等の話？と不思議に思ふ方もいると思ひますが、
ちゅうがく ねんかん たの す きぼう しんろ すす わたし いま
中学3年間を楽しく過ごし、希望の進路に進めるよう、私たちができることを今から
支援していきたくと思ひます。

ぜひ、今から心の準備をすすめてみませんか？

【支援プログラムの内容】

がくしゅう せいかつ しんろ ふあんとう そうだん う かてい ほごしや こ
学習、生活、進路についての不安等の相談を受けます。ご家庭（保護者・お子さん）
の進路についての考え方を聞きます。

ちゅうがくしんがくとう ひつよう じょうほう がっこうとう き かてい ひつよう しえん おこな ひつよう
高校進学等に必要な情報を学校等から聞いて、ご家庭に必要な支援を行い必要な
せいかつ ほ ごせいど せつめい
生活保護制度の説明をします。

Q生活保護を受けていても高校等へ進学できるの？

A問題ありません。将来、自分でやりたいことを探すためにも高校等へ進学しましょう。

Q進学するにはお金がかかります。余分なお金がありません。

A生活保護費からも教科書代や交通費を支給できます。など・・・

ちくたんとう 〇〇ほけんふくしじむしょせいかつふくしか
地区担当 ○〇保健福祉事務所生活福祉課△△
でんわ
電話





「高校進学等支援プログラム参加のお誘い」

中学入学おめでとうございます。

新しい環境にとまどうことも多いことと思いますが、お子さんは元気に学校に行っていますか。

中学生になったばかりで高校進学等の話？と不思議に思う方もいると思いますが、中学3年間を楽しく過ごし、希望の進路に進めるよう、私たちができることを今から支援していきたいと思います。

ぜひ、今から心の準備をすすめてみませんか？

【支援プログラムの内容】

学習、生活、進路についての不安等の相談を受けます。

ご家庭（保護者・お子さん）の進路についての考え方を聞きます。

高校進学等に必要な情報を学校等から聞いて、ご家庭に必要な支援を行い必要な生活保護制度の説明をします。

Q 生活保護を受けていても高校等へ進学できるの？

A 問題ありません。将来、自分でやりたいことを探すためにも高校等へ進学しましょう。

Q 進学するにはお金がかかります。余分なお金がありません。

A 生活保護費からも教科書代や交通費を支給できます。など・・・

地区担当 ○○保健福祉事務所生活福祉課△△
電話





「高校進学等支援プログラム参加のお誘い」

ちゅうがくにゅうがく
中学入学おめでとうございます

あたら かんきよう おお おも こ げんき がっこう い
新しい環境にとまどうことも多いことと思いますが、お子さんは元気に学校に行っ
ていますか？

ちゅうがくせい こうこうしんがくとう はなし ふしぎ おも かた おも
中学生になったばかりで高校進学等の話？と不思議に思う方もいると思いますが、
ちゅうがく ねんかん たの す きぼう しんろ すす わたし いま
中学3年間を楽しく過ごし、希望の進路に進めるよう、私たちができることを今から
支援していきたいと思います。ぜひ、今から心の準備をすすめてみませんか？

【支援プログラムの内容】

がくしゅう せいかつ しんろ ふあんとう そうだん う かてい ほごしゃ こ
学習、生活、進路についての不安等の相談を受けます。ご家庭（保護者・お子さん）
の進路についての考え方を聞きます。

こうこうしんがくとう ひつよう じょうほう がっこうとう き かてい ひつよう しえん おこな ひつよう
高校進学等に必要な情報を学校等から聞いて、ご家庭に必要な支援を行い必要な
せいかつ ほごせいど せつめい
生活保護制度の説明をします。

せいかつ ほご とう
Q生活保護を受けていても高校等へ進学できるの？

ちんだい しょうらい じぶん さが こうこうとう しんがく
A問題ありません。将来、自分でやりたいことを探すためにも高校等へ進学しましょう。

しんがく かね よぶん かね
Q進学するにはお金がかかります。余分なお金がありません。

せいかつ ほご ひ きょうかしょだい こうつうひ しきゅう
A生活保護費からも教科書代や交通費を支給できます。など・・・

ちくたんとう 〇〇保健福祉事務所生活福祉課△△
地区担当
でんわ
電話

.....きりとり線.....

じょうぎ せつめい こうこうしんがくとう しえん さんか
上記について、説明を受け、高校進学等支援プログラムに参加します。

年 月 日

じゅうしょ
住所

しめい
氏名





「高校進学等支援プログラム参加のお誘い」

中学入学おめでとうございます。

新しい環境にとまどうことも多いことと思いますが、お子さんは元気に学校に行っていますか。

中学生になったばかりで高校進学等の話？と不思議に思う方もいると思いますが、中学3年間を楽しく過ごし、希望の進路に進めるよう、私たちができることを今から支援していきたいと思います。

ぜひ、今から心の準備をすすめてみませんか？

【支援プログラムの内容】

学習、生活、進路についての不安等の相談を受けます。

ご家庭（保護者・お子さん）の進路についての考え方を聞きます。

高校進学等に必要な情報を学校等から聞いて、ご家庭に必要な支援を行い必要な生活保護制度の説明をします。

Q 生活保護を受けていても高校等へ進学できるの？

A 問題ありません。将来、自分でやりたいことを探すためにも高校等へ進学しましょう。

Q 進学するにはお金がかかります。余分なお金がありません。

A 生活保護費からも教科書代や交通費を支給できます。など・・・

地区担当 ○○保健福祉事務所生活福祉課△△

電話

・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとり線・・・・・・・・・・・・・・・・

上記について、説明を受け、高校進学等支援プログラムに参加します。

年 月 日

住所

氏名





中学生のみなさんへ

中学校生活はいかがですか。

勉強や部活、友達との時間など、いろいろな経験をしていることと思います。

学校でも話が出ているかもしれませんが、中学校を卒業した後の進路について考え始めてみませんか。

卒業後、どのような進路を選ぶかは、みなさんが自分で決めることですが、保健福祉事務所では、進路を考えるにあたって情報提供をしていきたいと考えています。

高校に進学したいと考えている人は、先生や家の人とよく相談して、生活保護の制度やお金のことで分からないことがあれば、保健福祉事務所の職員に早めに聞いてみてください。

少しでも早く働きたい、と就職を考える人がいるかもしれません。その考えはとても大事なものです。自立したいと考えるのは、大人に近づいている証拠ですね。

しかし、ここ数年の社会情勢はみなさんもお存じの通りとても厳しく、中学校を卒業してすぐに働こうとしても希望の仕事に就くことは困難な状況もあります。

高校に進学し、もっと多くの人と出会い、経験をし、世界を広げることによって、より充実した生き方や仕事を選択できるようになると思います。

わたしたちはみなさんが高校に進学することを応援します。

夢や希望の実現のために、今から少しずつ考えていきましょう。そのときには私たちを含めた周りの大人の人にぜひ相談してみてください。

You can do it !!





中学生のみなさんへ

ちゅうがっこうせいかつ
中学校生活はいかがですか。

べんきょう ふかつ ともだち じかん けいけん おち
勉強や部活、友達との時間など、いろいろな経験をしていることと思います。

がっこう はなし で
学校でも話が出ているかもしれませんが、中学校を卒業した後の進路について考え
はじ
始めてみませんか。

そつぎょうご しんろ えら じぶん き ほけんふくし
卒業後、どのような進路を選ぶかは、みなさんが自分で決めることですが、保健福祉
じむしょ しんろ かんが じょうほうていきょう かんが
事務所では、進路を考えるにあたって情報提供をしていきたいと考えています。

こうこう しんがく かんが ひと せんせい いえ ひと そうだん せいかつほご せいで
高校に進学したいと考えている人は、先生や家の人とよく相談して、生活保護の制度や
かね
お金のことで分からないことがあれば、保健福祉事務所の職員に早めに聞いてみてくだ
さい。

すこ はや はたら しゅうしょく かんが ひと かんが
少しでも早く働きたい、と就職を考える人がいるかもしれません。その考えはとて
だいじ
も大事なものです。自立したいと考えるのは、大人に近づいている証拠ですね。

すうねん しゃかいじょうせい ぞん とお きび ちゅうがっこう そつぎょう
しかし、ここ数年の社会情勢はみなさんもお存じの通りとても厳しく、中学校を卒業
してすぐに はたら きぼう しごと つ こんなん じょうきょう
はたら 働こうとしても希望の仕事に就くことは困難な状況もあります。

こうこう しんがく おお ひと で あ けいけん せかい ひろ
高校に進学し、もっと多くの人と出会い、経験をし、世界を広げることによって、より
じゅうじつ い かた しごと せんたく おち
充実した生き方や仕事を選択できるようになると思います。

わたしたちはみなさんがこうこう しんがく おうえん
わたしたちはみなさんが高校に進学することを応援します。

ゆめ きぼう じつげん いま すこ かんが わたし
夢や希望の実現のために、今から少しずつ考えていきましょう。そのときには私たち
ふく まわ おとな ひと そうだん
を含めた周りの大人の人にぜひ相談してみてください。

You can do it !!



保護者・子ども向け

高等学校等就学費について (参考)

令和5年4月時点

	県立高校		私立高校		特別支援学校高等部	
	生活保護制度	他制度	生活保護制度	他制度	生活保護制度	他制度
1. 入学検査料 (受検料)	—	(2,200 円) ①免除	30,000 円以内 ※1	—	—	無償
2. 入学料	—	(5,650 円) ①免除	5,650 円※2	※3 ②学費補助金 210,000 円	—	無償
3. 授業料	—	③就学支援金 授業料相当額	—	※3 ②学費補助金 60,000 円 ③就学支援金 396,000 円	—	無償
4. 基本額(月額)	5,300 円	—	5,300 円)	—	5,300 円	—
5. 学級費(月額)	2,330 円	—	2,330 円	—	2,330 円	—
6. 学習支援費(年額) クラブ活動費	84,600 円 (年間上限額)	—	84,600 円 (年間上限額)	—	84,600 円 (年間上限額)	—
7. 通学交通費 電車やバスの定期券代 自転車(購入費、防犯登録料、駐輪場、個人賠償責任保険料、修理代)	実費	—	実費	—	右記の補助 で不足分の 実費	就学奨励制 度で補助
8. 入学準備金 制服、カバン、靴など	87,900 円以内 (福祉事務所が認めた 場合複数回支給可)	—	87,900 円以内 (福祉事務所が認めた 場合複数回支給可)	—	87,900 円以内 (福祉事務所が認めた 場合複数回支給可)	—
9. 教材代 正規の授業で使用する教材 (教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器)	実費	—	実費	—	右記の補助 で不足分の 実費	就学奨励制 度で補助
10. 上記以外の就学費 修学旅行代、PTA 会費など	—	※3 ④奨学給付金 32,300 円	—	※3 ④奨学給付金 52,600 円	—	—

※1. 受検料は、原則として2校目までが支給対象となります。1校につき上限額の範囲内で必要な額が支給されます。

※2. 入学料は、権利留保の目的(私立併願等)では支給されません。実際に入学が確定したことに対する支給となります。

※3. ②③④の制度は、入学後、申請により支給されます。

<生活保護以外の制度について> ※申請には「生活保護受給証明書」が必要です。

① 県立高校入学検定料等減免制度

志願前に県立高校(オンライン申請：志願先、書面申請：志願先以外でも可)に申請します。案内や申請書は中学校にあります。
(問合せ先) 県立高校

② 神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金(県の制度：県内在住・県内設置の高校等(通信制の場合は本母校が県内設置)に在学の方に支給)

(問合せ先) 県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ
電話 045-210-3793

③ 高等学校等就学支援金(国の制度)

○私立高校の場合、入学後、高校等から案内があります。高校等に申請します。
(問合せ先) 県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ
電話 045-210-3793

○県立高校の場合、合格発表の時と高校入学後6月頃に高校から案内があります。高校に申請します。
(問合せ先) 志願先高校

④ 高校生等奨学給付金(県の制度)

県内の高校等の場合、6月頃に高校等から案内があり、7月1日以降に高校等に申請します。
(問合せ・申請先) 志願先高校
(制度についての問い合わせ)
国公立 県教育委員会財務課高校奨学金グループ 電話 045-210-8251
私立 県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ
電話 045-210-3793

高校進学に関する Q&A

Q1. 生活保護を受給しながら県立高校に進学する場合に必要な手続きは？

A 生活保護を受給している場合には、必要な手続きを行うことで、各種軽減措置を受けることができます。しかし、手続きを決められた期日までに行わないと、軽減措置などが受けられなくなります。詳細については、以下を参照ください。

Q2. 生活保護を受給しながら私立学校に進学することは可能ですか。

A 私立高校は公立高校に比べて費用がかかりますが、各種制度を利用することで経済的な負担はかなり軽減できます。詳細については、以下を参照ください。

なお、高校進学にかかる費用は①受検料（入学検定料）、②入学料（入学時納入金）、③授業料、④通学交通費、⑤教材代、⑥制服、カバン等の費用に大別できます。

① 受検料（入学検定料）について

県立高校の場合、申請手続きを行うことで、入学検定料の減免を受けることができます。ただし、期日までに申請をしないと生活保護を受給されていても減免が受けられませんので、ご注意ください。

私立高校の場合、受検料は上限額（3万円）の範囲内で必要な額が支給されます（原則2校まで）。

なお、受検料が3万円を超える場合には、不足分は自分で賄う必要があります。

② 入学料（入学時納入金）について

県立高校の場合、申請手続きを行うことで、入学料の減免を受けることができます。ただし、期日までに申請をしないと生活保護を受給されていても減免が受けられませんので、ご注意ください。

私立高校等の場合、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金（県の制度県内在住・県内設置の高校等に在学の方に支給）を利用することで100,000円まで補助を受けることができます（入学後、申請により支給されます）。詳しくは、Ⅱ高校進学等支援プログラム資料1や、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ 電話045-210-3793 または、志願先高校までお問い合わせください。

また、私立では、入学金（入学時納入金）が20～50（平均約37）万円程度かかるため、計画的に貯金する、または生活福祉資金（教育支援資金）や母子父子寡婦福祉資金を利用するなどの準備が必要です。

③ 授業料について

県立高校の場合、高校の指定した期日までに高等学校等就学支援金（国の制度）の申請を行うことで、授業料の負担がなくなります。ただし、期日までに申請をしないと授業料の負担が生じますので、ご注意ください。

私立高校等の場合、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金（県の制度：県内在住・県内設置の高校等に在学の方に支給）と高等学校等就学支援金（国の制度）を利用することで、最大 43 万 2 千円補助を受けることができます。私立高校等の年間授業料は平均約 43 万 2 千円のため、高校等によっては授業料についてこれら補助金・支援金により賄うことが可能です。（入学後、申請により支給されます。）詳しくは、Ⅱ 高校進学等支援プログラム資料 1 や、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ 電話 045-210-3793 または、志願先高校等までお問い合わせください。

④ 通学交通費について

実費（通学に必要な最少限度の額）を生活保護で支給します。電車やバスの定期券代その他、自転車の購入費用（防犯登録料、駐輪場、個人賠償責任保険料、修理代を含む）についても最小限度の額が支給対象となります。

⑤ 教材代について

正規の授業で使用する教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器に限り実費を生活保護で支給します。

⑥ 制服、カバン等の費用について

入学時に入学準備金として 87,900 円以内を支給します。また、毎月高等学校等就学費基本額 5,300 円には、学用品費や通学用品費も含まれて算定されています。

※入学準備金について、福祉事務所が必要と認めた場合に限り、入学準備金の対象品目の複数回支給が認められます。

※ただし、神奈川県外の高校に進学する場合は、各種補助支援制度の取扱いが異なる場合がありますので、ケースワーカーに相談してください。

Q3. アルバイトで得た収入も収入認定の対象となりますか？

A アルバイトで得た収入は収入認定の対象となります。毎月必ず収入申告してください。ただし、アルバイト収入には収入額（給与総支給額）に就いた基礎控除の他、20 歳未満（11,600 円）が適用されます。

また、次のような場合には収入として認定しません。

- 私立高校授業料不足分、クラブ活動費及び学習費に相当する額。
ただし、学習支援費を活用してもなお不足する分に限りませす。
- 修学旅行費。ただし、高校生等奨学給付金（※Q4参照）を活用してもなお不足する分に限りませす。
- 学習塾費。学習塾費の範囲は、学習塾等の入会金、授業料（家庭教師の月謝を含む）、講習会費、学習塾費等で使用される教材費、模擬試験代、学習塾への交通費となります。

さらに、卒業後の就労に必要な技能（自動車運転免許等）を修得する経費や、就労に資する資格を取得することが可能な大学等に就学するために必要な経費（事前に必要な受検料、入学料や前期授業料等に限る）等について、事前に福祉事務所に計画書等を提出し承認を受けると、その費用については収入として認定しない取扱いがあります。この場合、事前に福祉事務所とよく相談をすることが必要となります。

Q4. 高校の修学旅行の費用は保護費で支給されますか？

A 修学旅行の費用は保護費による給付の対象とはなりません、入学後に申請手続きを行うことで高校生等奨学給付金が支給されます（平成26年度高校入学者より）。給付は年1回で、公立高校32,300円、私立高校等52,600円、通算3回（定時制及び通信制の課程にあっては、4回）が上限です。期日までに申請をしないと、給付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ 詳しくは、公立高校の場合、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ 電話045-210-8251または、志願先高校等までお問い合わせください。

私立高校等の場合は、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ 電話045-210-3793または、志願先高校等までお問い合わせください。

Q5. 課外のクラブ活動（部活動）の費用は保護費で支給されますか？

A 学習支援費として、年額84,600円以内の範囲で支給されます。

また、本人がアルバイトをしている場合は、アルバイト収入のうちクラブ活動の費用に相当する額は収入として認定しません（ただし、学習支援費を活用してもなお不足する分に限りませす。）。この場合、事前に福祉事務所とよく相談をすることが必要となります。

Q6. 休学、留年、中途退学した場合、高等学校等就学費はどうなりますか？

A ① 休学した場合

休学期間中は高等学校等就学費は支給されませんが、休学を終え復学した場合は休学前と同様に高等学校等就学費が支給されます。

② 留年した場合

留年中の期間については、原則として給付対象外となります。ただし、引き続き高等学校等へ就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合には、1年に限り高等学校等就学費を支給することができます。（本人の就学の意欲が高く、また生活態度等から高等学校等の卒業が見込まれる場合に限りです。）

なお、県の私立高校授業料補助は支給されます（上限期間あり）。

※ 休学・留年した場合の国の高等学校等就学支援金については在学の高校にお問合せください。

③ 中途退学した場合

中途退学後に再度別の高校に入学する場合、高等学校等就学費は原則支給されません。ただし、早期の自立助長の観点から、中退後概ね2年以内に再度高等学校等へ入学する場合で、就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合には、1回に限り高等学校等就学費を支給することができます。（本人の就学の意欲が高く、また生活態度等から高等学校等の卒業が見込まれる場合に限りです。）

なお、国の高等学校等就学支援金、県の私立高校授業料補助は支給されます（上限期間あり）。

※ 高校に再入学したいときには、「中途退学者募集」及び「再入学制度」があります。詳細は、Ⅳ中学卒業後の社会生活支援プログラム資料1を参照してください。

Q7. 転校しても高等学校等就学費は支給されますか？

A 転校後も高等学校等就学費は支給されます。

転校に伴って教科書や学生服及び通学用カバン等を新たに購入する必要がある場合は、教材代や入学準備金も支給されます。

Q8. 1年遅れで高校に入学する場合、高等学校等就学費は支給されますか？

A 一定の条件はありますが、支給対象となる場合があります。国の高等学校等就学支援金、県の私立高校授業料補助は支給されます。

Q9. 資格や免許を取得する費用は支給されますか？

A 高校の授業に関連のある資格試験を受ける場合、一定の条件はありますが、資格検定費用が支給されます。

また、高校在学中に卒業後の就職先が内定し、就労先で自動車運転免許が必要な場合に限り、免許取得費用を支給できる場合があります。

※貸付や学費支援制度に関するご案内は以下のリーフレット、チラシもご確認ください。

「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」（各年度）

神奈川県 福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 作成

「教育支援資金のご案内」

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 作成

「母子父子寡婦福祉資金のご案内 ～修学資金・就学支度資金を利用される方へ」

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 作成

〈参考〉神奈川県私立高校学費 県平均（就学支援金等適用前の金額）

初年度納入金 約 95 万円

3年間の総額 約 218 万円

私立高校に入学する場合の経費全国平均

受験料 約 16,000 円

年間授業料 約 45 万円

初年度納入金 約 76 万円

3年間の総額 約 195 万円

- 併願の場合、入学金の延納が認められない学校があります。
- 私立高校に入学すると、上記以外にもさまざまな費用がかかります。必ず各校の要項でご確認ください。
- 学校によっては、授業料等を滞納した場合、出席停止となることもあります。

私立高校に入学する場合の学費の対応について

○確認のポイント

- ・どんな費用がかかるか (ツール 8)
 - * 一般的に、受検料 (入学検定料)、入学料、授業料、教材費、施設費、制服・かばん代、PTA費、修学旅行費 (積立の場合が多い) などがあるが、その他に必要な費用がないか確認する。
 - * 国の高等学校等就学支援金、県の私立高等学校等生徒学費補助金による減額 (併用可) がある。高校等によっては、これで年間の授業料を賄える場合もある。特に初年度は、一旦自力で準備して納入し、後から戻ってくる形になることがあるので、注意が必要。また、無認可のサポート校、他都道府県が認可する広域通信高校などは、県の補助の対象外なので、確認が必要。
 - * 高等専修学校 (認可校) やサポート校 (無認可校) については、本籍高校や連携高校の学費も併せてかかることがある。
 - * 無認可サポート校の場合、通学定期の学割が利用できないことがある。
 - * 特待生といっても、全ての費用が免除になるもの、入学金など一部免除になるもの、費用の免除はなく入学試験が免除になるものなど、学校や状況によっていろいろな形がある。
- ・費用の納入時期はいつか
 - * 合格発表後数日中 (入学手続き時) に納めるもの、入学前に納めるもの、入学後に納めるものがある。また、分割納入や月払いが可能なものもある。
 - * 推薦入学など、早く入学が決まる場合、入学金などを早い時期に納入しなければならないことがある。
- ・納入期限に合わせて費用の準備が計画されているか
 - * 家庭の事情をよく聞きとり、必要に応じて母子・父子自立支援員 (母子父子寡婦福祉資金貸付) につなぐ、社会福祉協議会の貸付 (教育支援資金) について情報提供するなどの対応をする。
 - * 貸付など利用の必要がある場合は、受け取れる時期が納入の時期に合うかを確認する。
 - * 貸付を受けても不足する分など、家庭が自力で準備しなければならない費用がある場合は、貯蓄計画を確認したり、一緒に計画を立てるなどの対応をする。場合によって、貯蓄するための口座を別に作るなどの方策をとる。
 - * 神奈川県高等学校奨学金は、中学3年時に予約採用の制度がある。(11月頃から1月上旬頃まで募集) 後段参照

○情報の収集方法について

・学費等の諸費用、納入期限については、学校に連絡し、学校案内や募集要項を取り寄せて確認する。ホームページなどには記載のない場合が多い。次年度の募集要項がまだできていない場合は、前年度のものを参考にする。

○学費補助や貸付については高校進学等支援プログラム ツール8、ツール9

・県ホームページ「私立学校学費支援制度のご紹介」参照

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

補助金

・神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金（県の制度）・・・ツール11 ⑧⑨

*入学後申請（6月頃）により支給。締切日や補助の方法は学校により異なる。学校より案内あり。学校によっては、年度末にまとめて還付という形をとり、一旦、資金準備が必要な場合があるので注意。

→神奈川県私学振興課または、在学の学校

・高等学校等就学支援金（国の制度）・・・ツール11 ①②

*1年生は4月と6月頃の2回、生徒が申請を行う。申請時、マイナンバーの提出が必要となる。マイナンバーがわからない場合は生活保護の受給証明が必要だが、生保開始日（4月申請時は前々年度、6月申請時は前年度の1月1日に受給していること）や発行日の要件があるので注意。開始日が要件にあっていない場合は、非課税証明書を提出する。

*締切日や補助の方法は学校により異なる。学校より案内あり。期日までに申請しないと、申請が遅れた月数分支給対象外になるので注意。

→神奈川県私学振興課、または、在学の学校

・高校生等奨学給付金（県の制度）・・・ツール11 ⑦

*授業料以外の教育費を支援する制度。返還の必要なし。7月1日から11月15日（家計急変は1月19日）までに（令和5年度の場合）保護者が申請。平成28年度から修学旅行参加要件を廃止したため、修学旅行参加の有無に関わらず申請することができるようになった。

*県内の高校等に入学した場合は、入学後に学校より案内あり。

→神奈川県私学振興課または、在学の学校

貸付制度

・神奈川県高等学校奨学金（県の制度）・・・ツール11 ④⑤

*生徒を対象にした貸付け。私立の場合、新入生は月額10,000円、20,000円、

30,000円、40,000円又は50,000円から選択。2年以上については10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円からの選択となるが、40,000円では学資が不足する場合は、別途加算申請を行うことにより10,000円を加算し、月額50,000円を借りることが可能。

連帯保証人が原則2名必要。学校長の推薦が必要なため学校を通じて手続きを行う。

* 定期採用…入学後（4月）に申請。年3回に分けて振り込まれる（初回は7月下旬）。

予約採用…中学3年生の11月頃から1月上旬頃にかけて募集。定期採用より初回の振り込みが早い（5月下旬）。

短期臨時奨学金

…予約採用が決定している人が、入学前の3月下旬に前倒して貸付けを受ける制度（120,000円）。2月中旬から3月上旬にかけて募集。入学後に申し込む高等学校奨学金と相殺することにより返還。

→県教育委員会財務課または、在学の学校

・教育支援資金（生活福祉資金）（県の制度）…ツール11 ⑫⑬

* 教育支援費（月額35,000円以内）と、就学支度費（入学時に必要な資金500,000円以内）がある。他制度からの借入が困難な世帯が対象。

→居住地の市町村の社会福祉協議会

・母子父子寡婦福祉資金（貸付）（県の制度）…ツール11 ⑩⑪

* 修学資金（月額30,000円以内、特に必要と認められる場合は、45,000円以内）と、就学支度資金（入学時に必要な資金410,000円以内）がある。

* 母子・父子家庭向け。連帯保証人が必要となる場合がある。

→福祉事務所の母子・父子自立支援員または、県子ども家庭課

・国の教育ローン

* 学生1人につき300,000円以内

→日本政策金融公庫

・市町村で独自の奨学金などの制度を設けている場合がある。

→市町村の教育委員会

・その他

交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、民間団体や学校が独自に実施している奨学金

→各団体に個別に問い合わせる。

No.	名称	概要等	返還	問合せ先
①	高等学校等就学支援金 (国公立高等学校)	<p>☆全日制・定時制は授業料と相殺。通信制は授業料納付の後、年度末に還付。</p> <p>対象・条件：保護者等の市町村税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※が304,200円未満の世帯 (※政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる。年収約910万円未満)</p> <p>補助金額：全日制：(年額)118,800円 定時制：(年額)32,400円 通信制：(1単位)336円</p> <p>申請期間：入学する高校で合格発表時に案内配布 入学時と7月および一部毎年手続き必要</p> <p>支給回数：学校による ※期日までに申請しないと支払い義務生じる</p>	不要	各高校の事務室または 県教育委員会教育局行 政部財務課財務指導 グループ TEL 045-210-8113
		<p>☆授業料</p> <p>対象・条件：生活保護世帯／保護者等の市町村税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※が304,200円未満の世帯 (※父母の合計。政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる) 生徒・保護者が県外在住の場合も対象 家計が急変した世帯に対する支援制度あり</p> <p>補助金額：生保・非課税：396,000円(通信制：297,000円) その他、所得区分に応じ396,000円～118,800円</p> <p>申請期間：高校に入学後、学校へ申請 入学時と6月および毎年手続き必要</p> <p>支給回数：学校による ※⑧および⑨の私立高等学校等生徒学費補助金(県の補助)と併用可</p>	不要	県福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振 興課 TEL 045-210-3793
②	高等学校等就学支援金 (私立高等学校)	<p>☆県立高校の受検料(入学検定料)及び入学料の全部または一部減免</p> <p>対象・条件：いずれかに該当 1.生活保護を受給されている方 2.児童福祉施設に入所または里親に保護を受けている方 3.経済的理由で支払が困難な方</p> <p>申請期間：12月中旬以降、在学の通学校又は県立高等学校等から申請書を入力 県立高等学校等(志願先以外も可)に提出</p>	不要	各高校の事務室または 県教育委員会教育局行 政部財務課財務指導 グループ TEL 045-210-8113
③	県立高等学校の 入学検定料等減免制度			

No.	名称	概要等	返還	問合せ先
④	神奈川県高等学校 奨学金（貸付）	<p>1.高等学校奨学金 ☆学資の援助を必要とする高等学校等生徒に奨学金の貸付を行う制度 貸付対象：県内に在住し、県内の高等学校等 *に在学する者 *（高等学校、中等教育学校後期過程、特別支援学校高等部） 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校高等課程に在学する者 応募要件：保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が507,000円未満の者 貸付金額：1年生：国公立1,2,3万円・私立1,2,3,4,5万円 2年生以上：国公立1,2万円・私立1,2,3,4万円（加算有～国公立、私立ともプラス1万円） 申請期間：予約採用：中3時11月頃～1月上旬まで 定期採用：学校の指定する日（4月中） 随時採用：1月末 支給回数：4～9月分を7月下旬、10～12月分を10月下旬、1～3月分1月下旬口座振込み（定期採用の場合） 採用は選考により決定。毎年申請必要。連帯保証人原則2名必要</p>	要	県教育委員会財務課 高校奨学金グループ TEL 045-210-8251
		<p>2.短期臨時奨学金 ☆入学前の3月末に高等学校奨学金の一部に該当する額を前倒しで貸付ける制度 入学後振り込まれる貸付金と相殺して返還。 対象・条件：高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された生徒 補助金額：12万円 申請期間：高等学校奨学金の予約採用決定時に案内 支給回数：入学前3月一括 ※生徒が県外の高校在学予定でも該当。採用は選考により決定。応募要件は変更の可能性あり、随時確認。</p>	要	
⑤	神奈川県高校生等 奨学給付金 （国公立高等学校）	<p>☆授業料以外の教育費負担を軽減する制度 対象・条件：*申請する年度の7/1現在、保護者等が県内に在住し、高校生等がいる世帯で、次のいずれかの世帯 授業料以外のPTA会費・生徒会費等に未済がある場合は給付金支給額から充当する 1.申請する年度の7/1現在、生活保護世帯 2.保護者等の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）の世帯。*家計急変により非課税相当となった世帯を含む 補助金額：生保：32,300円（年額） 非課税：通信制・専攻科は50,500円、通信制・専攻科以外は117,100円または143,700円（年額） *兄弟の有無等 申請期間：7/3から12/15まで。学校から案内あり。（令和5年度の場合） 支給回数：年1回 ※就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給対象者に限る</p>	不要	各高校の事務室または 県教育委員会財務課 高校奨学金グループ TEL 045-210-8251

No.	名称	概要等	返還	問合せ先
⑦	神奈川県高校生等 奨学給付金 (私立高等学校)	<p>☆授業料以外の教育費負担を軽減する制度</p> <p>対象・条件: *申請する年度の7/1現在、保護者等が県内に在住し、かつ高等学校等に入学した高校生等がいる世帯で、次のいずれかの世帯 授業料以外のPTA会費・生徒会費等に未済がある場合は給付金支給額から充当する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.申請する年度の7/1現在、生活保護世帯(生業扶助) 2.保護者等の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額の合計が0円(非課税)の世帯 3.保護者等が失業等の事由により、家計が急変し世帯年収が、非課税相当となる世帯 <p>補助金額: 生保:52,600円(年額) 非課税:通信制は52,100円、通信制以外は137,600円または152,000円(年額) *兄弟の有無等</p> <p>申請期間: 7/1から11/15(ただし家計急変世帯は1/19)までに申請書提出 学校から案内あり(令和5年度の場合)</p> <p>支給回数: 年1回 ※生徒が県外の高校在籍でも該当。世帯の状況や家庭の種類により支給額異なる。</p>	不要	県福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振 興課 TEL 045-210-3793
⑧	神奈川県私立高等学校 等生徒学費補助金	<p>☆授業料</p> <p>対象・条件: 1.県内私立高等学校(通信制の場合は県内に本部校設置)に在学 2.生徒・保護者ともに県内在住 3.生活保護または保護者等の市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整 控除の額※が227,100円未満(多子世帯は304,200円未満)の世帯 (※父母の合計。政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる) ※多子世帯とは、15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上 いる世帯</p> <p>補助金額: 所得区分に応じ60,000円～337,200円 申請期間: 毎年6月に申請書と生活保護受給証明書等提出、学校から案内あり 支給回数: 学校による ※②の高等学校等就学支援金(国の補助)と併用可</p> <p>☆入学金</p> <p>対象・条件: 1.県内私立高等学校(通信制の場合は県内に本部校設置)に在学 2.生徒・保護者ともに県内在住 3.生活保護または保護者等の市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の 調整控除の額※が227,100円未満の世帯 (※父母の合計。政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる) 補助金額: (入学年度の1回のみ)生活保護・非課税:210,000円(上限額) その他: 100,000円(上限額) 申請期間: 6月頃に学校から案内あり (⑧の申請と兼ねている) 支給回数: 学校による</p>	不要	県福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振 興課または在学 校 TEL 045-210-3793
⑨			不要	県福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振 興課または在学 校 TEL 045-210-3793

県の制度

No.	名称	概要等	返還	問合せ先
⑩	母子父子寡婦福祉資金 (貸付)	1.修学資金:修学に必要な資金(授業料等) 対象・条件:母子父子寡婦家庭の生徒 補助金額:(月額)公立1.8万以内、私立3.0万以内 申請期間:随時(目安は2~4月頃) 支給回数:3か月ごと ※母子・父子自立支援員との面談および連帯保証人必要 神奈川県高等学校奨学金等との併用不可	要	市在住は各市福祉事務所、町村在住は各保健福祉事務所または県子ども家庭課
		2.就学支度資金:入学に必要な資金 対象・条件:母子父子寡婦家庭の生徒 補助金額:(公立)15万円以内(私立)41万円以内 申請期間:随時(目安は2~4月頃) 支給回数:1回 ※母子・父子自立支援員との面談および連帯保証人必要 神奈川県高等学校奨学金等との併用不可		
⑪	生活福祉資金 (教育支援資金)	1.教育支援費 対象・条件:低所得世帯、障害者世帯 補助金額:月額・限度額35,000円以内 支給回数:状況による ※母子父子寡婦福祉資金貸付が優先 他制度の借入困難な世帯が対象	要	住所・地・町村の社会福祉協議会
		2.就学支援費:入学に必要な資金の貸付 対象・条件:低所得世帯、障害者世帯 補助金額:限度額50万円 支給回数:1回 ※母子父子寡婦福祉資金貸付が優先 他制度の借入困難な世帯が対象		
⑫				
⑬				

私立高等学校等

学費支援

年収700万円未満の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

多子世帯で年収800万円未満の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

非課税世帯まで
入学金が実質無償化 **最大 210,000円**

返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等
就学支援金



学費補助金



神奈川県
高校生等
奨学給付金

年収に関わらず、リーフレットの内容を
よく、ご確認ください。

お申込みは高校入学後！

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話: 045-210-3793 (直通) 受付時間: 平日 8:30~12:00、13:00~17:15
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



各制度の補助額

年収は目安です。審査の際は所得区分（住民税に基づく基準額を用いた計算の結果）で判断されます。所得区分の確認方法は4ページをご覧ください。

	授業料補助		入学金補助		
	1 高等学校等就学支援金(国)	2 学費補助金(県)	2 学費補助金(県)		
年 収 目 安 「 モ デ ル 世 帯 」	生活保護～ 住民税非課税世帯	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 210,000円	→ 授業料 456,000円 → 入学金 210,000円
	270万円～ 590万円未満	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 100,000円	→ 授業料 456,000円 → 入学金 100,000円
	590万円～ 700万円未満	118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→ 授業料 193,200円 → 入学金 100,000円
	700万円～ 750万円未満	118,800円	+ 74,400円	+ 100,000円	→ 授業料 193,200円 → 入学金 100,000円
	多子世帯	118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→ 授業料 456,000円 → 入学金 100,000円
	750万円～ 800万円未満	118,800円			→ 授業料 118,800円
	多子世帯	118,800円	+ 337,200円		→ 授業料 456,000円
	800万円～ 910万円未満	118,800円			→ 授業料 118,800円
	多子世帯	118,800円	+ 74,400円		→ 授業料 193,200円

※モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

授業料補助額や、入学金補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

授業料の場合

高等学校等就学支援金 396,000円	学費補助金 44,000円	16,000円 ← 支給されません
学校の授業料 440,000円		↑ 支給される額

イメージ (例: 590万円未満の世帯の場合)

授業料 < 支援金 + 補助金

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住 所	高校等所在地 ※1	1 高等学校等就学支援金	2 学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住 ※3	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※1 通信制の場合は本部校の所在地で判断します。
 ※2 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
 ※3 単身赴任の場合には、対象とならない場合があります。詳細はお問い合わせください。



「高等学校等就学支援金」

○国の制度 ○返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)
	令和5年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	
生活保護	(令和5年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～ 590万円未満	154,500円未満	
590万円～ 910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります。

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。**年収はあくまで目安です。**
令和5年4月～6月分の授業料補助については、**令和4年度の税額で判定します。**

生徒が早生まれの場合

生徒の生年月日が以下の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

計算方法

- (市町村民税の課税標準額－33万円) × 6% － 市町村民税の調整控除の額
- (市町村民税の課税標準額) × 6% － 市町村民税の調整控除の額

生徒の生年月日	①を使う期間
平成18年1月2日～4月1日	令和5年4月分～令和5年6月分(3か月分)
平成19年1月2日～4月1日	令和5年7月分～令和6年6月分(12か月分)



「学費補助金」

○県の制度 ○返済不要

お申込み

全年学
6月頃

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)	入学金補助 (入学年度の1回のみ)
	令和5年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1		
生活保護	令和5年1月1日時点で生活保護		210,000円 (上限額)
非課税	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円※2	60,000円 (通信制159,000円)	100,000円 (上限額)
270万円～ 590万円未満	154,500円未満		
590万円～ 700万円未満	203,100円未満	337,200円	
700万円～ 750万円未満	227,100円未満	74,400円	
多子世帯※3	227,100円未満	337,200円	
750万円～ 800万円未満	251,100円未満	対象外	対象外
多子世帯※3	251,100円未満	337,200円	
800万円～ 910万円未満	304,200円未満	対象外	
多子世帯※3	304,200円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等とともに**県内在住**、かつ**県内設置**(通信制の場合、本部長が県内設置)の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。
- ▶ 対象校は県のホームページをご覧ください。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。**年収はあくまで目安です。**
生徒の生年月日が「平成19年1月2日～4月1日」の場合は「①高等学校等就学支援金」の「生徒が早生まれの場合」の「計算方法①」のとおり計算します。

※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

非課税世帯、生活保護（生業扶助）受給世帯が対象です。

お申込み

全学年

7月以降

「神奈川県高校生等奨学給付金」

● 県の制度 ○ 返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。（県外の高等学校等に通う場合も申請できます。）

次の①～③すべてに該当する世帯が対象です。

- ① 保護者等が神奈川県に在住
- ② 生徒等が令和5年7月1日現在、私立高等学校等に在学
- ③ 「生活保護（生業扶助）を受けている世帯」又は
「保護者等全員の令和5年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯」

- ▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付もあります。
- ▶ 新入生に対し、一部の金額を給付する制度（一部前倒し給付）があります。（申請は4月以降）

③ 神奈川県高校生等奨学給付金

		(令和5年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)	52,600円
令和5年度の県民税・市市民税所得割額が0円(非課税)	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	137,600円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	152,000円
	通信制・専攻科の学校		52,100円

申請の方法

①

高等学校等
就学支援金

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 申請後、高校等や神奈川県での審査を経て、高等学校等就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。

②

学費補助金

③

神奈川県
高校生等
奨学給付金

県内
の学校

- ▶ 申請書は学校が配付。
- ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。
(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

県外
の学校

- ▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和5年6月下旬以降更新予定)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>

- ▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
- ▶ 学校は、学校使用欄（申請書裏面）に記載・押印ののち申請者に返還。
- ▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

申請書HP▶



所得区分の確認方法

A 年収に関わらず、全員確認してください

手元に「住民税に基づく基準額」がわかるものをご用意ください。

〈マイナンバーカードをお持ちの方〉
マイナポータル「わたしの情報」で
確認してください。

〈マイナンバーカードをお持ちでない方〉
課税証明書(市町村で発行)・納税通知書の
いずれかをご用意ください。
※ 課税証明書は「調整控除の額を記載」する形で申請してください。

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

課税証明書 記載例2

課税標準額	〇〇〇〇〇〇円
-------	---------

point! 市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

課税標準		全項目の合計額が「課税標準額」
総所得③	〇〇〇〇〇〇円	
山林所得	〇〇〇〇〇〇円	
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円	
先物取引	〇〇〇〇〇〇円	

2. 調整控除の額の確認方法

point! 市町村によっては、申出がある場合のみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 1で確認した課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

(政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。)

計算結果が「304,200円」未満ですか？

はい

いいえ 対象外です

※生徒が早生まれの場合はP2「①高等学校等就学支援金」をご確認ください。

3 生徒・保護者等とともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 2の計算結果が227,100円未満ですか？

いいえ

4 15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯ですか？

はい

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は2の計算結果によって異なります。詳しくは各制度の説明ページをご覧ください。

B 生活保護世帯・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

1 「県民税・市町村民税所得割の合計額」を確認します。

保護者等の「県民税・市町村民税所得割の合計額」が0円、または、生活保護世帯ですか？

はい

いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象外です

2 保護者等は神奈川県在住ですか？

はい

いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象です。



そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の制度

「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に
奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の
高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者*の年収の合計が約910万円未満程度である者
*(同一生計の父母、父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分) ②10月下旬(10~12月分) ③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が原則2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

「交通遺児育英会奨学金」

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、
著しい後遺障害で働けない場合

「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

有利子の制度

「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

- ①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。 SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【新入生対象一部前倒し給付および通常給付】

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・ 新入生のみが対象の「新入生対象一部前倒し給付」と、新入生を含めた在校生が対象の「通常給付」があります。

※保護者等とは…原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県私学振興課にお問い合わせください。

【新入生対象一部前倒し給付】

- 新入生のみ申請できます（在校生は申請できません）。
- 次ページ記載の「支給額」の一部（1/4）を前倒しで受給することができますが、残りの3/4を受給するには、7月以降に受付を開始する通常給付の申請も行う必要があるため、申請を計2回行う必要があります（通常給付の申請を失念した場合、支給額の3/4を受給することができません）。
- 通常給付の受給要件を満たす場合は、通常給付のみ申請することで、1度の申請で支給額を満額受給することができます。

【通常給付】（7月受付開始）

- 在校生は、通常給付のみ対象です（新入生対象一部前倒し給付は対象外です）。
- 1度の申請で、次ページ記載の「支給額」を満額受給することができます。
- 新入生であっても、新入生対象一部前倒し給付を行わず、通常給付のみ御申請いただいた場合、1度の申請で支給額を満額受給することができます。

支給対象となる世帯

- (1) 次の世帯いずれかに該当すること
 - ・ 令和5年7月1日（新入生対象一部前倒し給付は、令和5年4月1日）時点で、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
 - ・ 保護者等全員の**令和5年度**（新入生対象一部前倒し給付は、**令和4年度**）の都道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）である世帯
- (2) 令和5年7月1日（新入生対象一部前倒し給付は、令和5年4月1日）時点で、
 - ・ 保護者等が神奈川県内に在住していること
 - ※保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外です。国内単身赴任の場合は、**住民票があり、生活の拠点となる都道府県で申請してください。2つの都道府県で申請することはできません。**
 - ・ 高校生等が高等学校等に在学していること
 - ・ 高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること

- ・ 申請に必要な書類等の詳細は、神奈川県ホームページをご確認ください。
(申請書等もすべて神奈川県ホームページから入手できます)

(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuuhukinn.html>



提出期限・提出先等

最終提出期限 **令和5年11月15日(水)まで(当日消印有効)**

※**新入生一部前倒し給付は、令和5年6月15日(木)まで(当日消印有効)**

提出先

〒 231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当

- ・ **提出期限以降の申請につきましては、受付できません。**
- ・ 郵送により提出してください。最終提出期限日の消印有効ですので、時間に余裕をもって提出してください。注意：例年、料金不足等で消印が間に合わない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。簡易記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

問合せ先 電話 045-210-3793 (直通)

(8:30~12:00、13:00~17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く))

支給額

通常給付で申請し認定された場合、申請は1回のみで下記金額を支給します。

※**新入生が、一部前倒し給付を申請し認定された場合、下記の金額の1/4が支給され、残りの3/4は再度、通常申請を行ったうえで認定された場合のみ支給対象となるため、申請は2回必要です。**

世帯区分	支給額(年額)
生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等(専攻科を除く)	52,600円
非課税世帯 第1子(全日制・定時制)	137,600円
非課税世帯 第2子(全日制・定時制)※	152,000円
非課税世帯(通信制・専攻科)	52,100円

※申請する高校生等以外に、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、第2子の給付額になります。

・複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は第1子の給付額、2人目以降の高校生等は第2子の給付額になります。(通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等は通信制又は専攻科の給付額、全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等は第2子の給付額となります。)

支給時期

令和5年11月中旬頃から令和6年2月末頃を予定しています。

(新入生対象一部前倒し給付の支給時期は令和5年8月中旬を予定しています。)

- ・ (不)支給の決定を通知いたします。
- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。

令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【家計急変世帯対象給付】

- 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
- 令和5年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和5年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「通常給付」の対象となりますので、通常給付の書類で申請してください。

・申請書等は、神奈川県ホームページから入手してください。

(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn>



※保護者等とは…原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県私学振興課にお問い合わせください。

支給対象となる世帯

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和4年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
①個人事業者 (所得見込額)	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者 (給与収入見込額)	1,000,000円 未滿	1,700,000円 未滿	2,042,857円 未滿	2,214,286円 未滿	2,714,286円 未滿	3,214,286円 未滿	3,700,000円 未滿

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。
(例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している(母は控除対象配偶者ではない)場合
給与収入見込額が、父2,214,286円未滿、かつ母1,000,000円未滿である必要があります。
- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込(所得額: 売上-必要経費)が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込(交通費手当を除く給与収入額)が②に該当する必要があります。

- (2) 認定基準日(※)現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

- (3) 認定基準日(※)現在、生徒が高等学校等に在学していること

(※) 認定基準日

令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日が認定基準日となります。

令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日が認定基準日となります。

家計急変事由について

令和4年1月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

- ア 給与所得者で、解雇または給与減額等があった場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
 - イ 個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等になった場合
 - ウ 保護者等の離婚（死別）等があった（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
 - エ 保護者等の傷病等により収入が減収した場合等
- ※ 保護者等が一人でも海外赴任中（海外在住）の場合は家計急変の対象とはなりません。

提出期限・提出先等

提出書類は、「(別紙)提出書類一覧表」をご確認ください。

最終提出期限 令和6年1月19日(金)まで(当日消印有効)

提出先

〒 231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当

- ・ **提出期限以降の申請につきましては、受付できません。**
- ・ 郵送により提出してください。最終提出期限日の消印有効ですので、時間に余裕をもって提出してください。(例年、料金不足等で消印が間に合わない場合がありますのでご注意ください)
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。簡易記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

問合せ先 電話 045-210-3793(直通)
(8:30~12:00、13:00~17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く))

支給額

世帯区分	支給額(年額)
非課税世帯 第1子(全日制・定時制)	137,600円
非課税世帯 第2子(全日制・定時制)	152,000円
非課税世帯(通信制・専攻科)	52,100円

上記金額は令和5年7月1日以前に家計が急変した場合の支給額です。7月2日以降に家計が急変した場合は、「(別紙)支給額(詳細)」をご覧ください。第1子、第2子の別については、「高校生等奨学給付金(家計急変世帯給付)給付対象者及び給付額チェックシート」で確認ください。

支給時期について

令和5年11月中旬頃から令和6年3月中旬頃を予定しています。

- ・ (不)支給の決定を通知いたします。
- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。